

## 【参考】第1号被保険者の保険料

### (1) 保険料基準額の算出

保険料基準額（月額）は、次の方法により算出します。

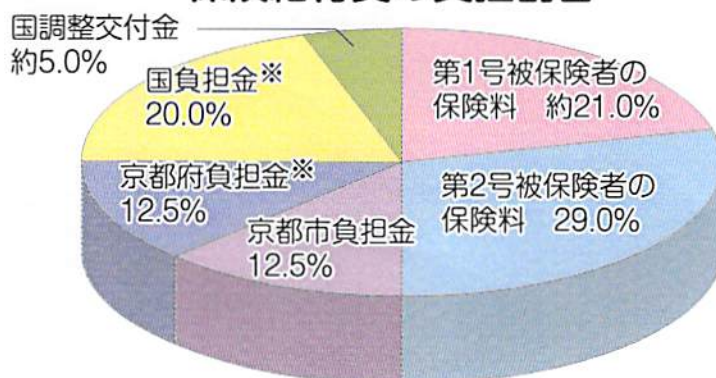
$$\left( \begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 21\% \text{※} 1 \\ + \text{地域支援事業費} \times 21\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金} \text{※} 2 \\ - \text{京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金} \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \\ \text{年度ごとの被保} \\ \text{険者数の合計} \text{※} 3 \end{array} \right) \div 12 \text{月}$$

※1 第1号被保険者の保険料負担は、基本的に保険給付費の21%となりますが、第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は、市町村ごとに異なります。

※2 第5期は、京都府介護保険財政安定化基金への拠出金は0円

※3 (各所得段階区分ごとの第1号被保険者数×第5期における保険料率)の合計から得た人数

### 保険給付費の負担割合



※ 施設サービスに係る保険給付費の負担割合は、国負担金15%、京都府負担金17.5%となります。

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、第1号保険料分の歳入を一般財源により補填することなども、認められていません。

### (2) 京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金を活用した保険料の軽減

都道府県に設置されている介護保険財政安定化基金について、介護保険法の改正により、保険料の上昇を緩和するために取り崩し、市町村に交付することが可能となりました。

これに伴い、京都府からの交付金を第5期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

### (3) 所得に応じた保険料の設定

所得段階区分や保険料率について、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな設定を行うことにより、低所得の方の負担を軽減するとともに、保険料基準額の上昇抑制を図ります。



以上の結果、第5期計画期間の保険料基準額（月額）は、5,440円となります。また、所得段階区分別の保険料は、次の表のとおりとなります。

● 第5期保険料（平成24～26年度）

段階	対象者の所得金額		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・本人が生活保護受給 ・本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税		0.5	32,640円	2,720円	
第2段階	本人	80万円以下	0.5	32,640円	2,720円	
第3段階 (軽減)	本人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年中の課 税年金収入 額の合計額	80万円超 120万円以下	0.68	44,390円	3,699円
第3段階			120万円超	0.75	48,960円	4,080円
第4段階 (軽減)	本人… 住民税非課税	税年金収入 額の合計額	80万円以下	0.9	58,752円	4,896円
第4段階	世帯員… 住民税課税		80万円超	基準額	65,280円	5,440円
第5段階	本人… 住民税課税	本人の 前年の合計 所得金額	125万円以下	1.1	71,808円	5,984円
第6段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円	7,344円
第7段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円	8,704円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円	10,064円
第9段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円	11,424円
第10段階			1,000万円以上	2.35	153,408円	12,784円

※網掛けは第4期からの変更点

#### (4) 保険料の本市独自減額制度の拡充・新設

保険料の上昇に伴い、特に収入が低く、保険料の納付が困難となる方に配慮するため、本市独自の減額制度を拡充し、対象となる方の保険料負担を第4期とほぼ同額に据え置くこととします。

#### (5) 被保険者に対する激変緩和措置の実施

保険料段階区分が第6段階から第7段階に変更されることにより、基準額の上昇と併せて、保険料負担が大きく増加する合計所得金額190万円以上200万円未満の方に対して、保険料の激変緩和措置を実施し、平成24年度においては、改定後の第6段階の保険料まで減額します。